

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年10月30日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第468号
平成27年10月29日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 村尾 伊佐夫 様
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第8号、第10号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（中央区役所）</p> <p>行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。</p> <p>また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、電柱支線及び携帯電話基地に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用料の徴収については、平成27年度分から、条例等に基づき、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内の日を納期限として納入通知書を送付した。</p>

(2) 支出事務

イ 助成金の算出に必要な基準を明確にすべきもの（環境局）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱で定めるべき事項として、補助金額算出に必要な基準を明示することとされている。

また、住宅用太陽光発電設備設置費助成金交付要綱第5条第2項によると、住宅の所有者である申請者が、発電設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせた場合は、基本助成額に上乗せした額を交付することとされており、市内業者とは、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人のその事業所の代表者であり、申請者と発電設備の設置に係る工事請負契約を結び、領収書を市内の事業所で発行する者に限るとされている。

しかしながら、住宅用太陽光発電設備設置費助成金交付要綱においては、市内業者の定義に不明確な点があったため、助成金の申請等における市内業者の確認が十分に行われているとは言えない状況が見受けられた。

助成金の算出に必要な基準については、要綱により明確に定められたい。

住宅用太陽光発電設備設置費助成金の算出に必要な基準については、平成27年4月15日に要綱を改正し、市内業者の定義を、「市内に所在する事業所若しくはその代表者又はその法人の本店若しくは代表者が見積書又は工事請負契約書及び領収書を発行するものをいう。ただし、工事請負契約書にあっては、市内に所在する事業所又はその代表者が発行したものに限る。」に改めた。

また、申請等における市内業者の確認については、新たに「補助金額市内業者上乗せに係る確約書」の提出を義務付け、市内業者に設備設置工事を請け負わせることを確約させることとした。

(3) 契約事務

ウ 契約手続きを適正に行うべきもの（選挙管理委員会事務局）

「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、施行決定とは歳出予算等に係る契約を行うに当たり、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定等を受ける行為をいい、その内容として、対象事業名称、目的及び必要性、執行予定額・配当予算残額、所属年度及び支出科目、契約方法等が必要とされている。

しかしながら、千葉市長選挙ポスター

希望型指名競争入札の契約手続きについては、平成27年1月から、施行決定を行ってから、委託発注表の公表などの手続きを行うこととした。

<p>掲示場製作・設置・管理・撤収業務委託 (中央区)他14件に係る希望型指名競争入札の執行においては、施行決定を行うことなく委託発注表を公表し、申請受付・資格審査を行い、施行決定はその後の指名通知の段階で行われていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、手続きを適正に行われたい。</p>	
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>イ 和解金に係る債権の報告を適正に行うべきもの(環境局)</p> <p>「適正な債権管理事務の執行について」(平成26年4月28日付け債権管理課長通知)によると、複数年度にわたって返還される貸付金などにおいて、当該年度に調定していないものについては、台帳の整備を行うなど適正に管理するとともに、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。</p> <p>また、決算の調製に伴い、平成26年5月12日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、財産に関する調書に記載すべき債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。</p> <p>しかしながら、大気常時監視自動計測器の調達に係る談合に伴う和解金については、複数年度にわたって納入されるものであるところ、次年度以降に調定することとなる債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。</p> <p>和解金に係る債権の報告については、通知等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>和解金に係る債権については、会計管理者への報告を適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底し、平成26年度決算から債権現在額報告書による報告を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 補助金等の交付決定に伴う要件の調査を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>補助金等交付規則第4条第1項によると、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとするときとされている。</p> <p>また、大学連携型起業家育成施設入居者支援補助及び中小企業資金融資利子補給に係る要綱によると、補助金等の交付対象となる者は、市税の滞納がないことなどが要件とされている。</p> <p>しかしながら、当該補助金等については、相手方の法人市民税の納付状況を調査したことをもって、市税の滞納がないこととしていた。</p> <p>補助金等の交付決定に伴う要件の調査については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>大学連携型起業家育成施設入居者支援補助については、平成27年度から、申請者の同意に基づき、過去3年分の固定資産税、法人市民税、事業所税等の課税及び納付状況を税部門に照会し、補助金の交付決定に伴う要件の調査を行っている。</p> <p>また、中小企業資金融資利子補給については、平成27年度から、融資制度の利用申込時に、市税納付に係る誓約書を提出させることとした。</p>
<p>ウ 費用及び収益の計上を適正に行うべきもの（病院局）</p> <p>地方公営企業法第20条第1項によると、地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上しなければならないとされている。</p> <p>また、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（平成24年1月27日総務省告示第18号）第2章第1の2によると、費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを相殺することによってその全部又は一部を</p>	<p>費用及び収益の計上については、平成27年度から、毎月の請求に基づく支出において、古紙類の売払いに伴う収益で相殺された費用及び収益を振替処理により計上している。</p> <p>なお、平成26年度に相殺された費用及び収益については、決算整理時に一年分を合算して振り替えた。</p>

<p>除去してはならないとされている。</p> <p>しかしながら、一般廃棄物の処理に係る費用及び収益の計上については、支出負担行為において、可燃ごみ類等の処理に伴う費用と古紙類の売払いに伴う収益とを相殺した額を費用として計上し、収益を除去している状況が見受けられた。</p> <p>費用及び収益の計上については、経営成績を明確にするため、その発生の事実に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 長期継続契約の対象業務を適切に設定すべきもの(病院局)</p> <p>長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条によると、長期継続契約を締結することができる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの等とされている。</p> <p>また、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について(平成20年12月19日付け財政部長通知)によると、対象外業務は、契約期間中における業務内容が同一でないもの、単発的・臨時的に業務が行われる業務であり、対象となる業務と対象外の業務を併せた契約については、長期継続契約とすることはできないとされている。</p> <p>しかしながら、海浜病院の総合維持管理業務委託については、長期継続契約の対象となる設備運転管理業務等と対象外の設備定期点検業務等を併せて長期継続契約を締結していた。</p> <p>長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定すること</p>	<p>総合維持管理業務委託については、平成28年1月から両病院の総合維持管理業務を統合することから、長期継続契約の対象外業務も含め、平成27年6月に補正予算として債務負担行為を設定した。</p>

<p>なく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、その対象業務を適切に設定されたい。</p>	
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 公有財産の取得に係る通知を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>公有財産規則第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を取得したときは、公有財産取得通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、植物の新たな品種に与えられる育成者権については、権利を取得していたにもかかわらず、管財課長へ通知していなかった。</p> <p>公有財産の取得に係る通知については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>権利を取得していた育成者権については、平成27年4月15日付けで管財課長に公有財産取得通知書により通知した。</p>